

デイサービス咲陶里宿泊利用重要事項説明

1 事業者の名称 社会福祉法人 幸雪会

事業者の所在地 堺市中区福田 541-1

代表者氏名 浅倉 幸輔

事業者の連絡先 072(230)5000

2 宿泊所概要

宿泊所の名称 デイサービス 咲陶里

宿泊所の所在地 堺市中区陶器北 2522

管理者氏名 木村 裕美

宿泊所の連絡先 072 (360) 4433

☆休業日 12/30～1/3

3 宿泊所利用契約の内容

利用する居室 1 階 室名 ()

宿泊所利用料 (居室及び宿泊所の設備を利用できます。) 一泊 2, 0 0 0 円

食費・・・ 朝食 400 円 夕食 650 円※特別食の場合別途 200 円要

洗濯サービス一回・・・200 円 電気代・・・一回線につき 1 日 50 円徴収致します。

日中通院費・・・1 時間 2, 000 円 夜間緊急時対応・・・1 時間 3, 000 円

※年末年始の休業日やGW4/28～5/5 は全てのサービスの利用料金が 1.5 倍となります。

※日中の宿泊施設の利用サービス 1 日・・・5000 円 (休業日やデイサービスを体調不良等で利用できない場合)

4 宿泊所職員体制

有資格者の介護職員 2 名以上

5 利用料の支払い方法

当月の利用料金の合計額を翌月 28 日迄にお支払いして頂きます。支払い方法はゆうちょ銀行

口座からの引き落としとしてお願いします。(他の支払い方法 (現金払い) については相談に応じます。

6 利用者からの苦情に対応する窓口等

窓口の名称 社会福祉法人幸雪会 デイサービス咲陶里

担当 管理者 木村 裕美

電話番号 072 (360) 4433

対応時間 9 : 00～18 : 00

※公共機関の窓口については、施設内に掲示していますので、ご確認下さい。

7 契約の解除

(1) 利用者からの解約

利用者は、事業者に対して、7日前までに申し出ることにより、本契約を解約することができます。

利用者は、事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者と判明した場合、直ちに解約することができます。

(2) 事業者からの解約

事業者は宿泊所利用契約書第6条の規定に基づき、以下の場合には本契約を解約することができます。

- ・ 利用者の行動が他の利用者の生命、身体又は財産に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合
- ・ 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用料を3か月以上滞納した場合において利用者に対し、相当の期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払がないとき
- ・ 利用者が暴力団関係者と判明した場合、直ちに解約することができます。

* この重要事項説明書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。

- ① 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ② 暴力団員を雇用している者
- ③ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ④ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

説明年月日 令和 年 月 日

利用者に対して、宿泊所利用契約書及び宿泊所重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者所在地 堺市中区陶器北 2522 番地

事業者名 社会福祉法人幸雪会 デイサービス咲陶里

代表者名 理事長 浅倉 幸輔

印

説明者名

私は上記事業者から、宿泊所利用契約書及び宿泊所重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

利用者住所

利
印

用

者

氏

名